

出雲崎町地域防災計画

(原子力災害対策編)

平成25年3月作成

説明用抜粋資料

出雲崎町防災会議

出雲崎町地域防災計画（原子力災害対策編）作成の経緯

地域防災計画(原子力災害対策編)の作成は、災害対策基本法を基に、原子力災害対策特別措置法により読み替える規定となっており、中央防災会議が定める防災基本計画に基づいて作成することとなっている。

原子力災害対策編の作成について、これまでは防災基本計画上、原子力安全委員会が定めた防災指針等を十分に尊重するものとなっており、防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（EPZ、Emergency Planning Zone）を原子力発電所から8～10kmとして定め、これを基に県は、県の原子力災害対策編でEPZ範囲内となる柏崎市、刈羽村が防災対策を充実すべき地域の範囲として定めたことから、柏崎市、刈羽村において原子力災害対策編を作成している。

平成23年3月11日発生 of 東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故により、従来の原子力防災について多くの問題点が明らかとなり、これまで原子力利用の推進及び規制両方の機能を担ってきた原子力安全委員会は平成24年9月18日に廃止され、同年9月19日に原子力規制委員会設置法（設置法）に基づき原子力規制委員会が発足した。

設置法により原子力災害特別措置法の一部が改正され、このうち、設置法附則第1条第2項により原子力災害対策指針等に基づき原子力災害対策編が作成されることとする読み替えの施行日として、設置法施行日から6月を超えない範囲の期限となる平成25年3月18日が政令で定められた。

この原子力規制委員会が平成24年10月31日に定めた原子力災害対策指針の中で、あらかじめ重点的に原子力災害に特有な対策を講じておくことが講じられる区域（地域防災計画作成の必要な地域）として原子力発電所から概ね5km圏内を「予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）」、概ね5～30km圏内を「緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective action Zone）」と示した。

これに基づき、県は地域防災計画で、防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲としてPAZ（即時避難区域）、UPZ（避難準備区域）概ね30～50km圏内を屋内退避計画地域（PPA：Plume Protection Planning Area）、それ以外の県内全域を放射線量監視地域と定めた。

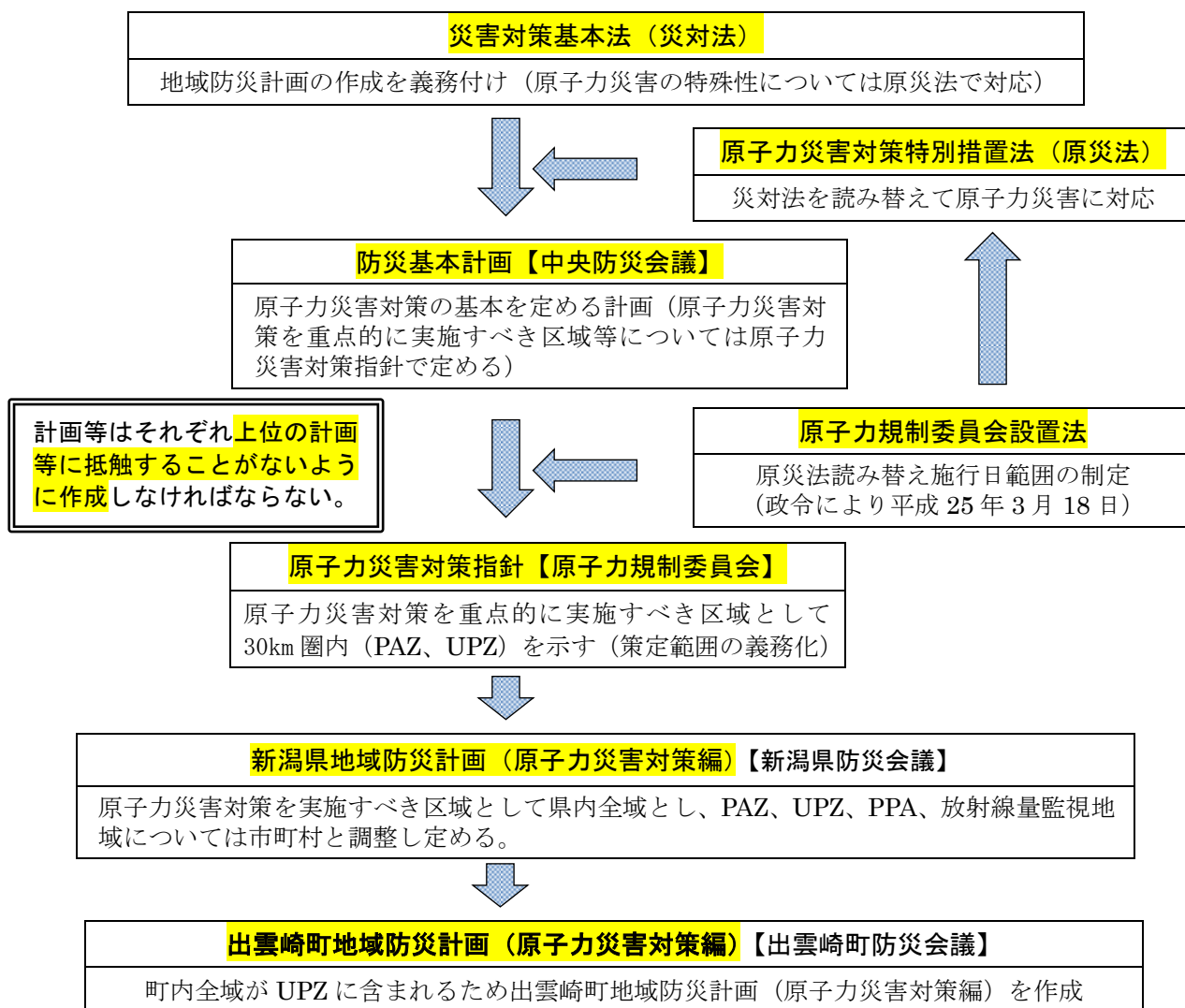
当町は町内全域がUPZに含まれているため、平成25年3月18日までに原子力災害対策編を作成することになる。

— 第 1 章 総則 —

第 1 節 計画の目的

この計画は、**災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法**に基づき、原子力事業者となる東京電力株式会社が設置する**柏崎刈羽原子力発電所から放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されること及び放射性物質等の事業所外運搬中において放射性物質又は放射線が輸送容器外へ異常な水準で放出されること**による**原子力災害の発生及び拡大を防止**し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、町、県、県内各市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関及び原子力事業者がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行により、出雲崎町民等の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

また、**町をはじめ関係機関は、想定される全ての事態に対して対応できるよう対策を講じる**こととし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。



第2節 計画の性格

3 計画の基礎とするべき災害の想定

この計画の基礎とするべき災害は、発電所の事故等に起因する放射性物質又は放射線の異常な放出により生じる原子力災害を想定する。

また、町は、**原子力災害特別措置法第10条に規定する事象（特定事象）、特定事象の可能性のある事故・故障又はこれに準ずる事故・故障（警戒事象）、原子力安全上、重大な影響は認められないが、一般社会からは事故とみなされる事象（未満事象）**及び発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合においても、町民等の不安や動揺及び社会的影響等に鑑み、国、県、関係機関と連携し、迅速かつ的確に対応する。

◆ 特定事象とは・・・

原子力災害対策特別措置法第10条では、国、県及び市町村に原子力の事故・故障を通報することが義務づけられている。通報の必要な事故・故障には原子炉が非常停止できない場合や原子炉への給水が喪失した場合等いくつもの事象が規定されている。

【原子力災害対策特別措置法】

（原子力防災管理者の通報義務等）

第10条 原子力防災管理者は、原子力事業所の区域の境界付近において政令で定める基準以上の放射線量が政令で定めるところにより検出されたことその他の政令で定める事象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちに、主務省令及び原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、その旨を主務大臣、所在都道府県知事、所在市町村長及び関係隣接都道府県知事（事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあっては、主務大臣並びに当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長）に通報しなければならない。この場合において、所在都道府県知事及び関係隣接都道府県知事は、関係周辺市町村長にその旨を通報するものとする。

2 （略）

◆ 警戒事象とは・・・

原子力規制委員会が所掌する原子力施設等の立地地域及び周辺において、大規模自然災害又は重要な故障が発生した場合

- ・ 立地市町村において震度5以上の地震が発生した場合
- ・ 立地都道府県において震度6弱以上の地震が発生した場合
- ・ 立地都道府県に大津波警報が発令された場合など

◆ 未満事象とは・・・

原子力災害対策特別措置法第10条に規定する特定事象には該当しない事故。
原子力安全上、重大な影響は認められないが、一般社会からは、事故とみなされる事象。
〔例:中越沖地震の変圧器の火災〕

第3節 原子力防災対策を実施すべき地域の範囲

原子力防災対策を実施すべき地域の範囲は、新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）において県内全域とされており、発電所の中心からの距離等に応じて区分されている。

1 即時避難区域（PAZ : Precautionary Action Zone）

発電所を中心とする半径（以下「半径」という。）おおむね5km圏については、主としてプルーム放出前に避難が実施できるよう準備する区域とし、あらかじめ定められる発電所における全面緊急事態等の発生時には、直ちに避難を実施する。避難は、即時避難区域（PAZ）外への避難を最優先に行う必要があるが、当初から半径おおむね30km圏外への避難を実施する。

2 避難準備区域（UPZ : Urgent Protective Action Planning Zone）

半径おおむね5～30km圏については、事故の不確実性や急速な進展の可能性等を踏まえ、防災対策を実施する。

基本的には計測可能な判断基準に基づく避難や屋内退避の準備を進める区域とし、緊急時モニタリングの結果、発電所の状況、より発電所に近い地域の放射線量、風向き等の気象状況等に基づき必要な場合は、半径おおむね30km圏外への避難又は屋内退避及び安定ヨウ素剤の服用をできる限り速やかに実施する。

なお、避難準備区域（UPZ）のうち避難を要しない区域においても、測定及び予測の結果に応じて、屋内退避や安定ヨウ素剤の服用を実施する。

3 屋内退避計画地域（PPA : Plume Protection Planning Area）

半径おおむね30～50km圏については、プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置として、屋内退避や安定ヨウ素剤の備蓄等の計画をあらかじめ策定する地域とし、計測可能な判断基準のほか、事故の状況、気象条件、大気中の放射性物質の濃度や線量率の予測結果により、必要に応じて、屋内退避や安定ヨウ素剤の服用を実施する。

なお、屋内退避計画地域（PPA）においても、緊急時モニタリングの結果等から避難等の対応が必要な場合には、避難準備区域（UPZ）と同様の対応を実施する。

4 放射線量監視地域

県内全域については、安定ヨウ素剤の備蓄などの計画をあらかじめ策定する地域とする。

また、広域的な環境放射線モニタリングを実施するほか、必要に応じて飲食物の汚染状況調査等を行い、その結果に基づき、外出自粛や飲食物の摂取制限を実施する。

5 出雲崎町における区域設定

出雲崎町は半径 30km 圏内に位置しており、町内全域を避難準備区域（UPZ）とする。

なお、避難準備区域（UPZ）外への避難が必要となる計測可能な判断基準並びに屋内退避及び安定ヨウ素剤の服用等が必要となる判断基準については、国等における検討状況を踏まえながら、県とともに具体的に整理する。

新潟県地域防災計画(原子力災害対策編)

2 避難・屋内退避等の指標

放射性物質の放出等に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するため、状況に応じ、住民及び一時滞在者等に対して避難・屋内退避等の措置を講ずる。

これらの避難・屋内退避等の措置についての基準は、原子力事業者及び国が定めるところによる。

第5節 用語の解説

| 用語 | 解説 |
|--|--|
| 安定ヨウ素剤 | 放射性ではないヨウ素をヨウ化塩（ヨウ化カリウム）の形で製剤したもの。ヨウ素は、甲状腺に集まる性質がある。原子力発電所等の事故により放出された放射性ヨウ素は、呼吸や飲食により体内に吸収されると甲状腺に集まり、甲状腺がん、甲状腺機能低下症を引き起こす。安定ヨウ素剤は、これらの障害を防ぐために用いられる。 |
| 甲状腺 | 前頸部に位置し、ちょうど喉頭の下部にある内分泌腺。ヨウ素を含む甲状腺ホルモンを分泌して、新陳代謝や成長ホルモン、発育を促進する重要な内分泌器官のこと。 |
| スクリーニング | 原子力災害が起きた場合に、住民等が放射性物質の付着、吸引がないか検査すること。 |
| 全面緊急事態 | 炉心損傷もしくは燃料の溶融が発生した場合、あるいはその可能性があるような事象が発生し、さらに格納容器の健全性を喪失する可能性がある事象が発生した場合のこと。 |
| ブルーム | 気体状あるいは粒子状の物質を含んだ空気の一団。 |
| モニタリングポスト | 原子力施設周辺の放射線を監視するため、気象条件、人口密度などを考慮して設置され、環境放射線を連続して測定する設備のこと。 |
| 緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（SPEEDIネットワークシステム） | 周辺環境の放射性物質の大気中濃度及び被ばく線量などを地勢や気象データを考慮して迅速に予測、計算するシステム。SPEEDIネットワークシステムと称され、大量の放射性物質が放出されるという事態が発生し、又は発生のおそれのある場合に、住民避難などの防護対策を検討するのに使用される。 |
| 環境放射線テレメータ | 発電所周辺地域における環境放射線と気象をモニタリングポスト等により自動で観測・解析し、その変動を24時間監視しているシステムのこと。 |

— 第 2 章 災害時前対策 —

第 5 節 災害応急体制整備計画

2 防災体制の整備

(1) 応急活動体制をとるために必要な体制の整備

町は、**特定事象、警戒事象又は未済事象発生**の通報を受けた場合に、速やかに**職員の非常参集、情報の収集・連絡**を行うことができるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿（衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む。）等を含む**体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておく**など、職員の参集体制の整備を図るほか、**事故対策のための警戒態勢をとるためのマニュアルを作成**するなど、必要な体制を整備する。

(2) 原子力防災センターにおける立ち上げ準備体制

町は、**警戒本部を設置した場合（P19 設置基準参照）**に、直ちに国及び県と協力して原子力防災センターにおける立ち上げ準備を行えるよう、原子力災害現地対策本部への参画等、あらかじめ**職員の派遣体制等**を整備する。

(3) 現地事故対策連絡会議派遣職員の事前指定

町は、国が原子力防災センターにおいて現地事故対策連絡会議を開催する場合、職員を迅速に派遣することができるよう、あらかじめ派遣職員を指定するなど、職員の派遣体制を整備する。

(4) 原子力災害合同対策協議会派遣職員等の事前指定

ア 原子力災害合同対策協議会の体制

町、県、国、関係市町村及び関係機関は、原災法第 15 条第 1 項の規定に基づく原子力緊急事態宣言（以下「原子力緊急事態宣言」という。）発出後、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、同法第 23 条第 1 項の規定に基づく原子力災害合同対策協議会（以下「原子力災害合同対策協議会」という。）を原子力防災センターに組織する。

イ 原子力災害合同対策協議会派遣職員の事前指定

町は、原子力災害合同対策協議会に派遣する職員及びその役割、権限、派遣方法等をあらかじめ定める。

(5) 広域避難の調整等における県との連携

町は、**町の区域を越えて避難する町民等の受入れが可能な市町村（以下「受入可能市町村」という。）との調整**、原子力防災合同訓練の企画立案及び実施などに関し、平常時から県と緊密な連携を図る。

また、**県は、広域避難所の選定**や町の避難計画立案の支援など、**町と受入可能市町村との間の連携**や協力体制を支援する。

2 防災関係機関の体制整備

(5) 県は、市町村の区域を超えて避難する住民の受入れが可能な市町村（以下「受入可能市町村」という。）との調整のほか、市町村による放射線、放射性物質濃度の測定等の支援、原子力防災訓練での連携等、平常時から、市町村と緊密な連携を図る。また、県は、広域避難所の選定、市町村の避難計画立案支援等、避難指示を出した市町村（以下「避難市町村」という。）と受入可能市町村間の連携や協力体制を支援する。

5 民間事業者との連携体制

町は、災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう民間事業者と締結している協定を原子力災害時においても活用するとともに、緊急時に必要な車両、装備、資機材、燃料等の支援・供給について、協定締結の促進を図る。

また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

- ◆ 災害時における燃料等の供給に関する協定(町内G S)
- ◆ 災害時避難用マイクロバス使用協力協定(町内事業者)
- ◆ 災害時輸送用車両使用協力協定(町内事業者)

6 広域的な応援協力体制の拡充・強化

(1) 広域的相互応援体制の整備

原子力災害時には、一地域の防災機関だけでは対応できない事態が想定されるため、町は、他地域からの応援又は他地域への応援を必要とする場合に備え、広域の相互応援体制を整備するとともに、受入体制を整備する。

(2) 相互応援協定の活用、締結促進等

町は、市町村間及び防災関係機関等と締結している相互応援協定を原子力災害時においても活用する。

- ◆ 福島県柳津町との災害時相互応援協定 (H24.6 締結済)
- ◆ 12 市町村災害時相互応援協定 (H25.4 締結予定)
 - 宮城県蔵王町、秋田県東成瀬村、長野県下條村、長野県大桑村、岐阜県海津市、大阪府河南町、奈良県五條市、奈良県野迫川村、奈良県十津川村、徳島県牟岐町、宮崎県高原町

また、町は、国及び県と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員及び避難やスクリーニングの場所等に関する広域的な応援について、市町村間の相互応援協定締結の促進を図り、応援市町村の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順等について必要な準備を整える。

さらに、町は、原子力事業者との緊急時における協力の内容等についてあらかじめ調整するほか、県への応援要請を迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど、必要な準備を整える。

第6節 情報の収集・連絡体制等整備計画

2 情報の収集・連絡体制の整備

町は、緊急時及び発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合に、国、県、県内他市町村、原子力事業者及びその他防災関係機関と原子力防災に関する情報を収集、共有し、連絡を相互にかつ円滑に行うため、必要な体制等を整備する。

(1) 町と関係機関相互の連携体制の確保

町は、**原災法第15条事象等の即時避難を要する事象**（以下「**即時避難事象**」という。）等が発生した場合に、原子力事業者から直ちに通報を受けることができる体制を整備する。

- ◆ 携帯メール配信
- ◆ ファックス(NTT回線)
- ◆ ファックス(衛星回線:H25整備予定)

5 通信手段の整備

(1) 通信手段・経路の多様化

町は、国及び県と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、発電所からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、あらかじめ緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておく。

ア 防災行政無線の活用

町は、移動系防災行政無線及び同報系防災行政無線の原子力防災への活用と維持・管理を行う。

イ 災害時優先電話等の活用

町は、日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるとともに、**災害用に配備されている無線機等の機器の運用方法等について習熟しておく。**

- ◆ 職員の無線従事者の養成
第三級陸上特殊無線技士
職員 42名取得・・・養成中

ウ 衛星携帯電話の活用

町は、通信回線の障害や輻輳に備え、**衛星携帯電話を整備**することにより、通信手段の多重化を図る。

(2) 通信手段、発電装置の耐震化及び機能確認

町は、設備の耐震化を図るほか、商用電源停電時においても通信に支障のないように、**非常用電源装置を整備**（補充用燃料を含む。）し、保守点検の実施等により起動等機能を確認して、適切な管理を行う。

(3) 専用回線網等の整備

県及び国は、原子力防災センター、即時避難区域（P A Z）及び避難準備区域（U P Z）の市町村、原子力事業者及び防災関係機関との間の通信体制を充実・強化するため、専用回線及び衛星回線等の整備・維持に努める。

また、県及び国は、県、国、即時避難区域（P A Z）の市村、避難準備区域（U P Z）の市町及び原子力防災センター間を相互に接続する**テレビ会議システム等の原子力防災ネットワークシステムの整備・維持**に努める。

(4) 原子力事業者の通報・連絡手段の整備

原子力事業者は、緊急時及び発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合に県、市町村及び関係機関への通報・連絡を確実にを行うため、機器等の耐震化や**多重化を含めた必要な通信手段を整備**する。

第7節 原子力防災に関する知識の普及啓発計画

1 計画の方針

町は、緊急時及び発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合に備え、町民や在勤者等が適切に行動できるよう、平常時から国、県及び原子力事業者と協力して、災害時にとるべき行動や情報収集の方法、放射性物質の特性など、原子力防災に関する知識の普及啓発を行う。

2 町民や在勤者等に対する普及啓発項目

ア 放射性物質及び放射線の特性に関すること

イ 発電所の概要に関すること

ウ 原子力災害とその特性に関すること

エ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること

オ 原子力災害時に町、国、県等が講じる対策の内容に関すること

カ 避難所、避難経路及び集合場所に関すること

キ 災害時要援護者の支援に関すること

（略）

コ 自家用車の燃料が避難時に枯渇しないよう、燃料の残量に配慮すること

3 教育機関における普及啓発

町教育委員会は町立小・中学校長に対し、学校防災計画に原子力防災に関して必要な事項（防災組織、役割分担、避難計画等）を定め、教職員及び児童・生徒が原子力災害に関する基礎的、基本的事項を理解し、原子力災害時において適切な行動ができるように、**原子力防災に関する教育の充実**に努めるよう指導する。

新潟県地域防災計画(原子力災害対策編)

7 学校等における体制の整備

(1) 県及び市町村は、学校等の管理者に対し、原子力災害が発生したことを想定し、学校等の職員の緊急連絡体制及び初動体制を整備するよう指導、助言に努める。

また、県及び市町村は、原子力災害発生時に園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」）が適切に行動できるよう、学校等の管理者に対し、必要に応じ避難行動についての計画等を具体的に定めるとともに生徒等の避難を組み入れた訓練を実施するよう要請する。

(2) 学校等の管理者は、必要に応じ職員の緊急連絡体制及び初動体制を整備するとともに、県及び市町村と協力し、あらかじめ、避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画等の策定、避難訓練の実施に努める。

(3) 県及び市町村は、学校等の管理者に対し、必要に応じて、消防、県警察、近隣施設、地域住民、民間ボランティアと協力し、平素から原子力災害時における協力体制を整備するよう、指導、助言に努める。

また、県及び市町村は、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。

4 災害時要援護者等への配慮

町は、防災知識の普及と啓発を行う際は、災害時に必要な情報の把握が困難であり、自らの行動等に制約のある高齢者、障害者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等の災害時要援護者（以下「災害時要援護者」という。）に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

第8節 防災業務関係者研修計画

1 計画の方針

町は、災害応急対策全般への対応力を高めることにより、緊急時及び発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合に原子力防災対策の円滑な実施を図るため、**国、県、原子力関係機関及び防災関係機関が実施する原子力防災に関する研修を積極的に活用**し、町職員、消防団員、自主防災組織のリーダー等の防災業務関係者の人材育成に努める。

第9節 原子力防災訓練等の実施

1 訓練計画の実施

(1) 訓練の定期的な実施

町は、国、県、県内各市町村その他防災関係機関及び原子力事業者の支援のもと、原子力防災に関する協力及び防災体制の確立並びに関係職員の防災技術の向上を図り、併せて防災意識の高揚を図るため、防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた**訓練計画を共同又は独自に策定し、定期的に訓練を実施**する。

第10節 緊急時モニタリング体制整備計画

1 計画の方針

町は、**緊急時及び発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合に県が実施する広域に渡る緊急時モニタリング**を機動的に展開するため、国、県、県内各市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、原子力事業者等との協力体制を整備する。

2 協力体制の整備

町は、緊急時及び発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合に**県が実施する緊急時モニタリングに関し、観測データの共有や公表方法**など平常時から緊密な協力体制を整備するとともに、県の助言や協力によって、校庭等の町民等の生活に身近な場所のモニタリング体制の整備に努める。

環境放射線監視テレメータシステム



※30 km圏内のモニタリングポストの設置

- ・ 柏崎刈羽原発 半径 10km 圏内(既存) 11 局 半径 30km 圏内(新設)17 局
- ・ 出雲崎町設置 1 箇所新設(出雲崎高校内)
- ・ 柏崎刈羽原発～出雲崎町間の延長線上の設置箇所・・・西山局、勝山局、宮川局

第 11 節 緊急被ばく医療体制整備計画

1 計画の方針

町は、**県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等緊急被ばく医療**について協力体制を整備する。

新潟県地域防災計画(原子力災害対策編)

県は、避難市町村に対し、避難及びスクリーニング等の場所の開設や住民等に対する周知について支援する。

また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難場所として開設することを支援する。

2 緊急被ばく医療活動体制の整備

(1) 緊急被ばく医療協力要員の確保等

町は、県の協力によって緊急被ばく医療に関わる要員等の確保に努め、県が行う研修及び訓練に参加させる。

(2) 安定ヨウ素剤等の保管等

町は、県の協力のもと、**安定ヨウ素剤等の保管場所**及び使用する場合の連絡体制、配置方法をあらかじめ定めるとともに、安定ヨウ素剤等の保管場所が避難対象区域に含まれることとなった場合の搬出場所及び方法をあらかじめ定める。

また、**町は、緊急時に迅速かつ確実に安定ヨウ素剤を服用できるよう、希望者への事前入手の支援等も含め、県とともに関係機関との調整**を進める。

(3) 救護所運営の支援体制の整備

町は、県が屋内退避施設及び避難所に救護所を設置し、町民等に対する**汚染検査や除染等を実施する際の支援体制**を整備する。

第 12 節 避難・屋内退避実施体制整備計画

1 計画の方針

(1) 避難・屋内退避実施体制の整備

町は、県及び県内他市町村と協力し、**即時避難区域（PAZ）など緊急性の高い区域から段階的に迅速・円滑な避難ができるよう、避難・屋内退避実施体制の整備を図る。**

なお、地域コミュニティの維持に着目し、避難先は同一地域に確保するよう努める。

2 避難・屋内退避等に係る計画の作成

町は、国、県及び原子力事業者の協力のもと、**原子力災害対策指針及び県が示す避難、屋内退避に係る基本的な考え方に基づき、避難誘導計画**を作成する。

なお、避難誘導計画には、主に次の項目を盛り込む。

- ア 避難先の候補施設、避難経路、避難手段その他避難の方法に関する事項
- イ 町民等の誘導の実施方法、町民等の誘導に係る関係職員の配置その他町民等の誘導に関する事項
- ウ その他避難・屋内退避の実施に関し必要な事項

3 屋内退避所等の整備

(1) コンクリート屋内退避所の指定・整備

町は、県等と連携し、コンクリート屋内退避所についてあらかじめ調査し、その管理者の同意を得て、具体的な**コンクリート屋内退避所の指定・整備**に努める。

併せて、男女の視点の違いや、災害時要援護者のニーズについても十分に配慮する。

(2) 避難用誘導資機材、移送用資機材、車両等の整備

町は、国、県、県内他市町村及びあらかじめ締結された協定等の締結先と協力し、広域避難を含めた町民等の避難誘導及び移送に必要な資機材、車両等の確保を図る。

4 災害時要援護者等の避難誘導・移送体制等の整備

(1) 災害時要援護者等の避難支援体制の整備

町は、災害時要援護者並びに在勤・在学者、観光客、町外からの応急対応応援者及び仕事等での一時滞在者等（以下「一時滞在者等」という。）に対する情報伝達、避難誘導及び安否確認を適切に行うため、町民や自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から災害時要援護者に関する情報を把握・共有し、災害時要援護者及び一時滞在者等に対する情報伝達、避難誘導及び安否確認のための体制を整備する。この場合においては特に、放射線の影響を受けやすい妊婦、乳幼児及び児童・生徒に十分配慮する。

(2) 災害時要援護者避難支援プラン

町は、在宅の災害時要援護者の避難・屋内退避が近隣住民、自主防災組織、消防団、民生委員等の呼びかけや介助の下で円滑に実施できるよう、あらかじめ「出雲崎町災害時要援護者避難支援プラン」に基づいて避難支援体制を整備する。

(3) 情報伝達体制の整備

町は、県の協力のもと、原子力災害の特殊性に鑑み、災害時要援護者及び一時滞在者等に対し、災害情報を迅速かつ滞りなく伝達できるよう体制を整備する。

(4) 社会福祉施設入所者の避難体制の整備

町は、県、県内他市町村及び医療機関、社会福祉施設の管理者の協力により、社会福祉施設に入所している災害時要援護者の受入れ等、社会福祉施設や病院相互の協力体制を整備するとともに、**町内の社会福祉施設の管理者**に対し、自力で避難することが困難な災害時要援護者の避難が円滑に実施できるよう、避難誘導体制、家族への安否の連絡等に配慮した**避難計画**をあらかじめ具体的に定めるよ

う要請する。

社会福祉施設の管理者は、県及び町と連携し、原子力災害時における避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な車両及び資機材の確保、関係機関との連携方策等について定める避難計画をあらかじめ作成し、入所者の避難誘導體制の整備を図る。

新潟県地域防災計画(原子力災害対策編)

- (5) 即時避難区域（P A Z）、避難準備区域（U P Z）及び屋内退避計画地域（P P A）内の病院、福祉施設等の管理者は、入院又は入所する災害時要援護者の避難・屋内退避について避難誘導計画を作成するよう努める。
- (6) 県及び市町村は、幼稚園、保育所、病院、社会福祉施設の管理者に対し、自力避難の困難な要援護者の避難誘導方法、近隣住民の協力体制、保護者への安否の連絡等に配慮した避難計画の策定に努めるよう要請する。

(5) 避難先における災害時要援護者の受入体制の確保

町は、避難所における災害時要援護者の健康状態の把握及びケアが適切に行われるよう、県、受入可能市町村、防災関係機関及び福祉関係団体等と協力し、福祉避難所の確保を含め、災害時要援護者の受入体制をあらかじめ整備する。

5 町民等の避難状況等の確認体制の整備

町は、避難及び屋内退避の勧告又は指示等を行った場合において、町民等の避難・屋内退避状況を的確に把握するため、県警察、消防本部等防災関係機関とともに、あらかじめ必要な体制を整備する。

6 避難所・避難方法等の町民等への事前周知

(1) 提供すべき情報の事前整理

町は、国、県及び原子力事業者の協力のもと、特定事象又は警戒事象発生後の経過に応じて町民等に提供すべき情報の種別、周知方法及び問い合わせ先をあらかじめ整理する。

(2) 具体的な避難計画の事前周知

町は、県、県内他市町村その他防災関係機関と協議のうえ、**避難の方法**（自家用車の利用、緊急避難に伴う交通規制等を含む。）、**屋内退避所、避難所及びスクリーニング場所等の候補施設、避難経路、集合場所、避難時の注意事項、避難指示の伝達方法等を定めた具体的な避難計画を作成**し、日頃から町民等への周知徹底を図る。

7 学校及び保育園における体制の整備

(1) 避難計画の策定、訓練の実施等

学校及び保育園は、町及び県の協力を得て、原子力災害が発生したことを想定

して職員の緊急連絡体制及び初動体制を整備するとともに、原子力災害時に児童・生徒・学生及び園児（生徒等）の安全を確保し、生徒等が適切に行動することができるよう、**避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、生徒等の保護者への引渡しに関するルール等について具体的に定める避難計画をあらかじめ作成し、生徒等の避難を組み入れた訓練を実施**する。

(2) 協力体制の整備

学校及び保育園は、町、消防機関、県警察、地域住民等と協力し、平素から原子力災害時の協力体制を整備する。

8 不特定多数の者が利用する施設等における体制の整備

道の駅、その他の不特定多数の者が利用する施設（多数利用施設）の管理者は、県及び町と連携し、利用者の安全を確保し、利用者が適切に行動できるよう**誘導方法等について定める避難計画の作成及び訓練の実施**に努める。

新潟県地域防災計画(原子力災害対策編)

8 不特定多数の者が利用する施設等における体制の整備

地下街、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、県、市町村と連携し、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

9 避難体制連絡協議会の設置

町は、町民等が円滑に避難・屋内退避を実施できるように、**学校、保育園、社会福祉施設及び多数利用施設と避難体制協議会を設置**し、平常時から相互の避難計画の整合性を図る。

※現在県は、各施設であらかじめ定める避難計画の基となる雛形等について、国で作成するよう要望中。

第13節 広域避難体制整備計画

1 計画の方針

町は、県、国及び関係機関と協力し、**町外への広域避難が必要となる場合に備え、町民等が円滑に避難することができる体制を整備**する。

2 避難所候補施設の選定等

(1) 受入可能市町村及び避難所候補施設の選定

町は、町外への避難が必要となる場合に備え、**県の調整のもと県内市町村と協議し、受入可能市町村及び避難所の候補施設が複数となるよう、あらかじめこれ**

らを選定する。

新潟県地域防災計画(原子力災害対策編)

2 避難所の確保・調整

(1) 県は、市町村の区域を超えて避難が必要となる場合に備え、県内市町村と協議し、受入可能市町村が、即時避難区域（P A Z）及び避難準備区域（U P Z）市町村ごとに複数となるよう調整するとともに、避難施設の選定を行う。

なお、県は、複合災害での被害が甚大で県内市町村での避難者の受入れが困難と見込まれる場合を想定し、国の協力のもと、避難の受入れに関する事項について、近隣県と調整のうえ、避難施設を選定する。

3 避難体制の整備

(1) 避難行動計画の策定

町は、県、県警察及び防災関係機関と協力し、町民等が円滑に避難できる方法、避難経路及び避難先への誘導體制などについての複数のパターンの行動計画をあらかじめ策定する。

(2) 交通・鉄道・運送事業者の協力体制

町は、町民等の避難にあたり、自家用車の利用も考慮しながら、町が保有する車両（町有車両）及びあらかじめ締結された協定により町が使用できる車両（町使用車両）、県、新潟県バス協会、J R 東日本、新潟県トラック協会等の交通・鉄道・運送事業者の協力を得て、バスや鉄道等の避難手段の確保策を含めて避難体制を整備する。

(3) 避難経路の把握

町は、平素から県、北陸地方整備局、東日本高速道路などの道路管理者から情報提供を受け、適切な避難経路の把握に努める。

第 15 節 町民等への的確な情報伝達体制整備計画

1 計画の方針

町は、県、国及び防災関係機関と協力し、緊急時及び発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合において、町民等に対して、被災者の危険回避のための情報を含め災害対応の局面や場所に応じた情報をわかりやすく迅速に伝達するため、必要な情報伝達体制及び設備を整備する。

2 情報伝達体制及び設備の整備

(1) 情報伝達体制及び設備の整備

(2) 災害時要援護者等に対する情報伝達体制の整備

(3) 避難した町民等へ情報を伝達する仕組みの整備

(4) 緊急速報メールによる情報伝達

第 16 節 複合災害時対応体制整備計画

1 計画の方針

町は、原子力災害と発電所周辺での大規模自然災害等が複合的に発生した場合（複合災害時）に備えて必要な体制を整備する。

なお、発電所周辺外での大規模自然災害等と原子力災害が複合的に発生した場合の体制の整備は、本節に準じるものとする。

6 避難実施体制の整備

(1) 避難誘導計画の整備

町は、大規模自然災害等による道路等の被災状況や放射性物質放出までの時間等を考慮し、複合災害時でも適切に避難誘導が行えるよう、県の支援のもと避難誘導計画を作成する。

(2) 避難所の設置運営

町は、県及び受入可能市町村その他の県内他市町村と協力し、大規模自然災害等により避難所の候補施設が被災した場合に備え、複合災害時の避難所の設置運営方法や受入体制、代替施設の確保等についてあらかじめ調整を図るなど、複合災害時でも町民等への応急対策が的確に行われるよう体制を整備する。

8 町民等への的確な情報伝達体制の整備

町は、複合災害時においても町民等に対して正確な情報を迅速に伝達するため、必要な体制及び設備を整備する。

9 物資の調達、供給活動

町は、備蓄を行うにあたって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

— 第3章 緊急事態応急対策 —

第1節 災害対策本部等の組織・運営

1 方針

町は、緊急時には、**災害対策基本法に基づく災害対策本部**又は町の対応方針に基づく**警戒本部**を設置する。

また、町は、警戒本部の設置に至らないような事故又は発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合でも、事故に対する町民等の不安や動揺を緩和するため、安全協定及び町の対応方針に基づき適切**(警戒体制)**に対応する。

2 災害対策本部等の設置基準

町長は、発電所にかかる防災対策の迅速かつ的確な実施のため、次の設置基準により応急活動体制をとる。

| 態 勢 | 設 置 基 準 | 活 動 体 制 |
|-------|---|---------|
| 警戒準備 | <ol style="list-style-type: none"> 1 原子力関係法令、安全協定に基づく異常時の連絡等により、未満事象が認められるとき 2 その他町長が必要と認めたとき | 警戒体制 |
| 第1次配備 | <ol style="list-style-type: none"> 1 発電所周辺の環境放射線モニタリングによって、空間放射線量率が1マイクロシーベルト/時を超える数値を検出したとき 2 安全協定に基づく異常時の連絡等により、警戒事象に該当する重要な事故が認められるとき 3 柏崎市又は刈羽村で、震度5弱以上を観測する地震が発生したとき 4 新潟県内で、震度6弱以上を観測する地震が発生したとき 5 新潟県内で、大津波警報が発令されたとき 6 その他町長が必要と認めたとき | 警戒本部 |
| 第2次配備 | <ol style="list-style-type: none"> 1 発電所の事故により原災法第10条に定める特定事象発生の通報があったとき 2 発電所周辺の環境放射線モニタリングによって、空間放射線量率が5マイクロシーベルト/時を超える数値を検出したとき 3 原災法第15条に定める原子力緊急事態宣言発令の基準に達したとき 4 その他町長が必要と認めたとき | 災害対策本部 |

3 警戒体制

(1) 警戒体制基準

町長は、警戒準備態勢の設置基準に該当したときは、直ちに**警戒体制**に移る。

(2) 組織

警戒体制における組織は、次のとおりとする。

警戒体制組織

- ◆ 総務課長
- ◆ 総務課担当職員

(3) 所管事務

警戒体制における所管事務は、次のとおりとする。

- ア 発電所の事故に関する情報の収集及び庁内関係課及び防災関係機関への情報提供に関する事
- イ 県及び関係機関との連絡調整に関する事
- ウ 警戒本部の設置準備に関する事
- エ その他必要な事務

4 警戒本部

(1) 設置基準

町長は、第1次配備態勢の設置基準に該当したときは、原子力災害対策本部の設置準備のため**警戒本部**を設置する。

(2) 警戒本部（本部室）の設置場所

警戒本部は、原則として出雲崎町役場に設置する。

(3) 組織

警戒本部における組織は、次のとおりとする。

警戒本部組織

- ◆ 本部長：町長
- ◆ 副本部長：副町長
- ◆ 本部長：総務課長、保健福祉課長
- ◆ 事務局：総務課職員、保健福祉課職員

(4) 所管事務

警戒本部における所管事務は、次のとおりとする。

- ア 発電所の事故に関する情報の収集並びに庁内各課及び防災関係機関への情報提供に関する事
- イ 応急対策の検討、調整及び実施に関する事
- ウ 県及び関係機関との連絡調整に関する事
- エ 災害対策本部及び現地対策本部の設置準備に関する事

- オ 報道機関への情報提供に関すること
- カ 医療関係機関との連絡調整に関すること
- キ 町民等への広報に関すること
- ク 原子力防災センターへの職員派遣準備に関すること
- ケ 県の緊急時環境放射線モニタリングに対する協力体制の準備に関すること
- コ その他必要な事務

5 原子力災害対策本部の設置

(1) 設置基準

町長は、**第2次配備態勢**の設置基準に該当したときは、速やかに職員を非常招集し、町長を本部長とする災害対策本部を設置する。

(2) 初動対応

本部長は、情報の収集・連絡体制の確立のため、原災法第10条に基づく原子力事業者からの特定事象等の発生通報後速やかに国、県、県内他市町村、原子力事業者及び防災関係機関と連絡を密にし、原子力防災センターの立ち上げ準備への協力を行うとともに、事故の状況の把握に努める。

(3) 災害対策本部（本部室）の設置場所

災害対策本部は、原則として出雲崎町役場に設置する。

(4) 災害対策本部の組織、構成及び事務分掌

災害対策本部の組織は別表1（略：既存の風水害対策編地域防災計画と同様）のとおりとし、構成及び事務分掌は別表2（略）のとおりとする。

(5) 災害対策本部設置の周知

災害対策本部を設置しようとするとき又は設置したときの庁内各課及び出先機関への周知は、庁内放送又は電話、メール等により行う。

(6) 災害対策本部会議の開催

ア 本部長は、災害対策に関する重要事項を協議するため、必要に応じ本部会議を招集する。

イ 本部会議は、本部長、副本部長、本部員及び本部長の指名する者をもって構成し、本部長が主宰する。

ウ 本部会議の協議事項等は、次のとおりとする。

(ア) 町内の災害状況及び災害応急対策の実施状況に関する事項

(イ) 災害応急対策等の実施に関する基本的事項

(ロ) 重要な災害情報の収集及び伝達に関する事項

(ハ) 公用令書による公用負担に関する事項

(ニ) その他災害対策上重要な事項

(8) 原子力災害現地対策本部の設置

ア 町長は、災害対策本部の設置と同時に、災害対策本部との連絡調整のため、**総務部副部長を本部長（現地対策本部長）**とする原子力災害現地対策本部を原

子力防災センターに設置する。

6 原子力災害合同対策協議会等への職員の派遣

(1) 現地事故対策連絡会議等

町は、国が現地事故対策連絡会議を原子力防災センターにて開催し、これに職員の派遣要請があった場合には、あらかじめ指定する職員を派遣する。

(2) 原子力災害合同対策協議会

現地対策本部長は、原子力緊急事態宣言が発出され、原子力防災センターに原子力災害合同対策協議会が設置された場合はこれに出席し、原子力緊急事態に関する情報を交換し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行う。

また、町は、あらかじめ指定する職員(総務部副部長)を原子力防災センターに派遣し、初動の緊急避難における周辺地域での活動体制を確立するとともに、発電所の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等の活動に従事させる。

第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

1 方針

町は、緊急時及び発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合において、町及び防災関係機関が応急対策活動を実施するため、迅速かつ的確に情報の収集・連絡を行う。

2 未満事象等の通報・連絡

(1) 原子力事業者の通報・連絡

原子力事業者は、未満事象、警戒事象又は発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合は、原子力関係法令、**県及び市町村との安全協定**に基づき、国、県、市町村及びその他必要な機関に通報・連絡するとともに、その後の事故の経過、対策の実施状況等についても定期的に連絡する。

(2) 防災関係機関相互の連絡

ア 町は、国、県及び防災関係機関と相互に緊密な情報交換を行う。

イ 町は、必要に応じ、国、県及び防災関係機関と相互に協力し、通報の内容、事故の状況、**モニタリングポスト等の観測値**、避難の必要性及び町民等がとるべき行動の指針等について、町民等に対し、速やかに広報を行う。

3 特定事象発生情報等の通報・連絡

(1) 原子力事業者の通報

発電所の原子力防災管理者は、特定事象発生後又は発生の通報を受けた場合は、原子力関係法令、県及び市町村との**安全協定**に基づき、直ちに町をはじめ官邸(内

閣官房)、内閣府、原子力規制委員会、県、県警察、柏崎市消防本部、新潟海上保安部、原子力防災専門官等に対しファクシミリにより同時に通報するとともに、主要な機関等に対してはその着信を確認する。

(2) 関係指定地方公共機関への連絡

町は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項について、県と重複しないよう調整したうえで、関係する指定地方公共機関に連絡する。

5 通信の確保

(1) 通信手段の確保

町は、原子力事業者から通報があったときは、直ちに情報連絡のための通信手段を確保する。

(2) 重要通信の確保の要請

町は、必要に応じ、電気通信事業者に対して町、県、県内他市町村その他防災関係機関及び原子力事業者の重要通信の確保を要請し、要請を受けた電気通信事業者は、防災関係機関の重要通信を優先的に確保する。

6 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

町は、県が実施する緊急時モニタリングに関し、職員を派遣するなどの協力を行う。

また、町は、**県の環境放射線テレメータシステム**による放射線観測データ等を直ちに確認するとともに、緊急時モニタリングや原子力防災センターに派遣した職員、県及び原子力事業者を通じて、避難や飲食物の摂取制限などの各種防護対策に必要なモニタリング情報の迅速な把握に努める。

第4節 町民等への的確な情報伝達活動

1 方針

町は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時及び発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合における町民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、町民等に対し、災害対応の局面や場所に応じた迅速かつ的確な情報提供、広報を行う。

2 迅速かつ的確な情報提供

(1) 迅速かつ的確な情報提供

町は、原子力事業者が迅速に公表する事実及び国が行う発電所の安全性の評価に基づき、町民等に対し、事故の状況、モニタリングポスト等の観測値、避難及び屋内退避の必要性及び町民等がとるべき行動の指針等についての情報を速やか

に広報するものとし、これらの情報が入手できない場合でもその旨広報し、町民等に不安や混乱が生じないように配慮する。

(3) 町民等のニーズに応じた情報提供及び災害時要援護者等への配慮

町は、役割に応じて町民等のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（発電所等の事故の状況、モニタリングの結果、**緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム【SPEEDIネットワークシステム】による放射能影響予測等**）、安否情報、医療機関などの情報、農林水産物の放射性物質調査の結果や出荷制限等の状況、町をはじめ各機関が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路、避難場所など町民等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を、災害対応の局面や場所に応じて適切に提供する。

また、町は、広報車や防災行政無線、緊急速報メール等を活用して、災害時要援護者及び一時滞在者等に対しても情報が届くよう十分配慮する。

(5) 多様な媒体の活用

町は、情報伝達にあたっては、防災行政無線、広報車、災害時要援護者向けメール配信等によるほか、緊急速報メールなどの一斉同報配信ができる電気通信事業者、テレビやラジオ等の放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を求めるとともに、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット、携帯電話等を活用し、的確な情報を提供できるよう努める。

第5節 避難、屋内退避実施に係る防護活動

1 方針

町は、緊急時において、町民等の生命及び身体を原子力災害から保護するため、避難等を指示した場合の対応等について定め、町民等の安全確保を図る。

2 避難・屋内退避等の基準

町は、放射性物質の放出等に伴う放射線被ばくから町民等を防護するため、**あらかじめ原子力事業者及び国が定める避難・屋内退避等の措置についての基準**に該当する場合には、町民等に対して避難・屋内退避等の措置を講ずる。

3 避難・屋内退避の対応方針

(1) 避難・屋内退避の検討

町は、特定事象の通報を受けた場合は、県と協力し、当日の気象条件やSPEEDIネットワークシステム等の情報を勘案し、避難・屋内退避の検討を開始する。

(2) 防護対策検討の留意事項

町は、避難・屋内退避の措置を講じる場合は、国及び県と協力し、事故の不確

実性や急速な進展の可能性等を踏まえ、計測可能な判断基準をもとに、予測線量、予測される放射性物質の放出開始までの時間、放出継続時間及び避難に要する予測時間等を勘案して実施する。

(3) 即時避難・屋内退避の検討

町は、避難・屋内退避の判断に必要な情報が十分に得られない場合や、予測線量を計算・推定する時間的余裕がない場合は、県とともに即時避難・屋内退避を行うことを検討する。

(4) 一時滞在者等への配慮

町は、一時滞在者等の避難・屋内退避が確実に行われるよう、避難・屋内退避等の指示の周知及び避難誘導に際して十分に配慮する。

4 避難・屋内退避の実施

(1) **屋内退避の指示**

町長は、原子力事業者から即時避難区域（P A Z）の住民等の即時避難を要する事象が発生した旨の通報を受けた場合は、国及び県と連携し、緊急時放射線モニタリング結果及び指針を踏まえた**国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、屋内退避を必要と判断した場合は、速やかに屋内退避するよう指示**する。

(2) 屋内退避の実施における留意点

ア 町は、コンクリート・木造建物等の施設に町民等を誘導するとともに、自宅等の木造建物を退避先とする場合は、窓を閉め、エアコンや換気扇を停止する等、気密性に配慮するよう、速やかに町民に周知する。

イ 町は、放射性物質の濃度変動等に伴う追加避難に備え、屋内退避と併せて避難準備を実施する。

(3) **知事による避難の指示**

知事は、緊急時放射線モニタリング結果及び原子力災害対策指針を踏まえた**国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、避難を必要と判断した場合は、避難調整**を行ったうえで、**町長を経由して町民等**に対し、速やかに避難するよう指示する。

この場合において、**知事は、受入市町村及び避難施設名を示す**とともに、受入市町村に対し、避難住民等の受入れを要請する。

(4) **町長による避難の指示**

町長は、(3)による知事の指示を受けた場合又は原災法第 15 条第 3 項の規定に基づく内閣総理大臣の指示を受けた場合は、町民等に対し避難を指示するほか、災害対策基本法第 60 条第 1 項の規定に基づき、原子力災害の拡大を防止するため**特に必要があると認めるときは、独自の判断により町民等に対し避難を指示**する。

(5) 避難手段

ア 避難手段の検討、指示

知事及び町長は、自家用車を含め町有車両、町使用車両、バス、鉄道、ヘリコプター、船舶等のあらゆる避難手段を検討し、円滑に避難できる手段を指示する。

イ 交通・道路状況の確認

知事及び町長は、自家用車による避難を指示する場合は、交通渋滞を引き起こす可能性があるため、交通・道路状況について、県警察及び道路管理者から意見を聴く。

ウ 自家用車による避難が困難な町民等の避難

知事及び町長は、自家用車による避難を指示する場合は、災害時要援護者など**自家用車両の利用が困難な町民等については、集合場所となる屋内退避所への移動を指示したうえで、町及び県が手配する町有車両、町使用車両、バス**など公共輸送機関及び自衛隊等の車両により避難を実施するとともに、放射性物質の状況を考慮しながら、必要があると認めるときは、自衛隊及び第九管区海上保安本部の協力によって航空及び海上輸送を行う。

(6) 避難の実施

町は、知事又は町長が避難を指示した場合は、町民等に対して受入市町村、避難所施設名、避難経路、避難手段及び留意事項を周知し、自主防災組織、消防団、民生委員等の協力を得て避難の誘導を行う。

(7) 避難の実施における関係機関の連携

ア 町は、知事又は町長が避難を指示した場合は、県と連携して国に対し、避難の支援を要請する。

エ 町は、県及び県警察等の防災関係機関と協力し、**あらかじめ定める避難行動計画**に基づいて町民等の避難を実施するとともに、受入市町村と協力して避難先への誘導を行う。

オ 町は、道路管理者等から通行可能な道路の状況について情報提供を受けて町民等に速やかに周知するほか、町民等の避難誘導にあたっては、県と協力し、避難所や**スクリーニング場所の所在、災害の概要**その他迅速かつ円滑な避難の実施に資する**情報を提供**する。

カ 町は、役場庁舎が避難準備区域（UPZ）内に位置することから、受入市町村の協力により行政拠点の緊急的な移転場所を受入市町村内において開設し、行政拠点を移転したときは、速やかに県、防災関係機関、町民等に周知する。

町は、**あらかじめ定める業務継続計画**に基づき、災害応急対策のほか行政拠点の移転後も継続する必要がある業務について、移転先で継続して実施する。

5 災害時要援護者等の避難支援

(1) 警戒事象時等の対応

町は、**警戒事象**が発生したなどのとき、事故の急速な進展に備え、災害時要援護者の迅速な避難を実施するため、集合場所となる屋内退避所への避難誘導及び

避難車両の手配を開始するなど必要に応じ早期に災害時要援護者の避難準備に着手する。

(2) 自主防災組織、消防団等による避難支援

町は、在宅の災害時要援護者の避難誘導を「災害時要援護者避難支援プラン」に基づき、近隣住民、自主防災組織、消防団、民生委員等の呼びかけや介助により迅速、円滑かつ確実に実施する。

(3) 学校及び保育園における避難

学校及び保育園は、生徒等の在校・在園時に原子力災害が発生し、避難の指示があった場合は、町と連携を図りながら、**あらかじめ定める避難計画等**に基づき、教職員の指示のもと迅速かつ安全に生徒等を避難させる。また、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めるルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、速やかに町の災害対策本部に報告する。

新潟県地域防災計画(原子力災害対策編)

(5) 学校等施設の管理者は、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させる。また、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、県又は市町村に対し速やかにその旨を連絡する。

(4) 不特定多数の者が利用する施設等における避難

多数利用施設の管理者は、原子力災害が発生し避難の勧告・指示等があった場合は、**あらかじめ定める避難計画等**に基づき、利用者を避難させ、避難の状況を町の災害対策本部に報告する。

新潟県地域防災計画(原子力災害対策編)

(6) 地下街、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、避難させる。

(5) 社会福祉施設における避難

社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難の指示があった場合は、施設ごとに**あらかじめ定める避難計画等**に基づき、職員の指示のもと迅速かつ安全に入所者及び利用者を避難させ、避難の状況を町の災害対策本部に報告する。

新潟県地域防災計画(原子力災害対策編)

(4) 病院、福祉施設等は、入院又は入所の災害時要援護者の避難・屋内退避について、避難誘導等の計画に基づき実施する。

6 避難所等の運営

町及び受入市町村は、自主防災組織等の協力を得て、避難所の運営を行う。

(1) 避難者の把握

町及び受入市町村は、避難所ごとに避難者の人数などの現況を把握する。

イ 町は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国及びと協議の上建設する。

7 安定ヨウ素剤の予防服用

(1) 安定ヨウ素剤の搬送

町は、県の指示により、**町が保管している安定ヨウ素剤**を避難所等に搬送する。

(2) 安定ヨウ素剤服用の指示

町は、国の現地対策本部からの安定ヨウ素剤の服用の指示、指導・助言又は緊急の場合の医師の意見に基づく県の指示があった場合は、町民等の放射線防護のため、**安定ヨウ素剤の服用**を指示する。

新潟県地域防災計画(原子力災害対策編)

5 安定ヨウ素剤等服用の指示

(1) 安定ヨウ素剤等の搬送

県は、住民が被ばく又は被ばくする恐れがある場合において、県が保管している安定ヨウ素剤等を速やかに避難所等に搬送する。また、関係市町村が保管している安定ヨウ素剤等を避難所等に搬送するよう関係市町村に指示する。

(2) 安定ヨウ素剤等服用の指示

県は、国の原子力災害現地対策本部より、安定ヨウ素剤等の服用の緊急時応急対策活動を行うよう、指示又は指導・助言があった場合は、住民等の放射線防護のため、安定ヨウ素剤等の服用を指示する。なお、緊急の場合、県は、医師の意見を聞いて服用を指示する。

原子力災害対策における組織関係図と主な活動 (平常時 災害時)

